

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
----	--	------------------------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第63号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「省令」といいます。）が改正され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準が見直されました。

保育士の配置については、省令で定める基準に従い定めるべき基準であることから、省令により示された基準に従い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

省令により示された基準に従い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所において保育士とみなすことができる者に准看護師を加えることとします。

< 第29条、第31条、第44条及び第47条関係 >

	1人に限り、保育士とみなすことができる者
現行	保健師又は看護師
改正後	保健師、看護師又は准看護師

### 3 その他

施行日は、公布の日とします。

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第15号

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。